随意契約締結状況(平成29年1月1日~平成29年3月23日)

	物品役務等の名称及び数量 (契約件名)	契約案件 担当部署	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及 び住所	随意契約によることとした根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額 (円)	落札率	再就 職の 役員 の数	企画競 争等参 加者数	過去に同様の契約があった場合にはその状況(平成19年度 以前省略)	昨年度の契約監視委員会の 審議を踏まえた見直し結果	契約監視委員会の所見
1	労働統計データベースのデー タ抽出業務の委託	調査部(統 計解析担 当)		富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計規定第41条第4項及び契約事務実施細則第29条第1項口 労働統計データベースは、開発業者である富士通株式会社が著作権を保有している。そのため会計規程第41条第4項の規定により、随意契約による場合を定めている契約上特殊の制第29条第1号口(「契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が判定され、又は特殊の技術を必要とするとき」のを当該分して、「契約上特殊の物に係る事とされ、で契約上特殊の物に係る事とであって、「契約上特殊の物に係る事とであるため買入先が特定され、て「電算システムのプログラム改良又は保予とは特殊の技術を必要とするとき」の例とし守は特殊の技術を必要とするとき」の例とし守してであって、当該システムの著作権その他の特別の目があるものを当該プログラム関発者に行わせるとき」があげられている(2の(1)の②)。	6,524,927	6,210,000	95.2%	0	_			業務終了後、作業工数の検証を行う必要がある。

[・]随意契約とすることとした理由欄の記載にあたっては、根拠条文だけでなく、具体的な理由を記載すること。